

生ごみ処理機器購入費補助制度

刈谷市では、ごみ減量化対策の一環として、生ごみをたい肥化する処理機器の購入に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助を受けることができる方

下記のいずれかに該当する方のうち、市が賦課徴収を行う税金の滞納をしていない方

- ① 刈谷市内に住所を有している人
- ② 刈谷市内に共同住宅を所有する人
- ③ 刈谷市内に共同住宅を建設する事業者

補助の対象となる機器

下記の機器のうち、市の承認を受けているものを市内の指定店で購入してください。

- ・ 生ごみ処理機：生ごみを加熱、バクテリア等で分解し、たい肥化するもの
- ・ コンポスト容器：容量70リットル以上で、地中のバクテリア等で生ごみを分解し、たい肥化するもの

※1世帯につきそれぞれ1基とし、買換えについては、前回補助を受けて購入した日から3年経過すれば再び補助が受けられます。

補助金額

- ・ 生ごみ処理機：店頭販売価格（税込価格）の2分の1で、上限30,000円
- ・ コンポスト容器：店頭販売価格（税込価格）の2分の1で、上限5,000円

※値引き・ポイント利用がある場合は、値引き・ポイント利用後の価格が対象となります。

※100円未満の端数は切り捨て

申請の方法と申請期日

購入日から90日以内に下記の書類を環境推進課へ提出して下さい。

- ・ 刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（刈谷市様式）
- ・ 領収書等（レシート、手書きの領収書等）の写し

※購入者名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの

- ・ 刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書（刈谷市様式）

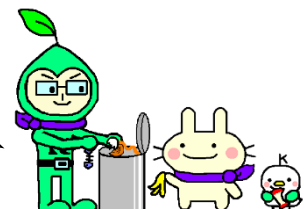
※申請は、郵送または直接、環境推進課へ提出してください。

ただし郵送で提出する場合は、追跡可能な方法での郵送をお願いします。

なお各種書類の提出期限は必着となりますので、余裕をもってご準備ください。

裏面もご覧ください!!

家庭から出るごみを減らそう!



販売指定店の登録について

下記の書類を刈谷市に提出してください。

- ・刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認申請書

審査後、適当と認められる場合には刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認書（様式第2号）を交付します。なお、代表者や販売店名称等に変更が生じた場合は、ただちに下記書類を提出してください。

- ・刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認申請書（変更届）

販売から補助金申請までの流れ

- （１）販売指定店で対象機器を購入

※販売指定店および対象機器については環境推進課に問い合わせ、または刈谷市ホームページで確認できます。

※販売の際は３年以内に補助を受けていないか確認してください。

※必ず領収書等（購入者名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの）を発行してください。

- （２）次の書類を環境推進課に提出（購入日から９０日以内）

- ①刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書（刈谷市様式）

※環境推進課窓口または刈谷市ホームページで入手可能

- ②領収書等（レシート、手書きの領収書等）の写し

※購入者名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの

- ③刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書（刈谷市様式）

※環境推進課窓口または刈谷市ホームページで入手可能

- （３）交付の決定

書類審査を行い、補助金交付の可否の決定を通知します。

- （４）補助金の振込み

請求書で指定された口座に補助金が振り込まれます。

お問合せ先 刈谷市役所 環境推進課 環境政策係 TEL0566-62-1017

刈谷市ホームページ（<https://www.city.kariya.lg.jp/>）

生ごみ処理機器購入費補助制度：ページ ID 1003782

現在の申請件数や予算残額：ページ ID 1003923

